

平成27年7月1日 施行

海老名市公共の場所における つきまとい勧誘行為、 客引き行為等の防止に 関する条例

対象区域

海老名市の全域

禁止となる行為

(禁止となる行為の詳細は裏面参照)

- ◆ つきまとい勧誘行為
- ◆ 客引き行為
- ◆ うろつき・とどまり行為
- ◆ 迷惑ビラ等配布等行為
- ◆ 占拠行為
- ◆ 置き看板等放置行為



海老名市
イメージキャラクター
「えび〜にゃ」

禁止行為を防止するため、
「つきまとい勧誘行為等
防止指導員」が指導及び
警告を行います。

ただし、本条例では禁止されていない行為であっても、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」又は「神奈川県迷惑行為防止条例」に違反する場合は、警察により検挙されることとなります。

⚠ 違反者が命令に従わないときは、過料が科せられたり、氏名等が公表されることがあります。

つきまとい勧誘行為

市民等に対して、特定の個人を対象に、声かけ等により、風俗店などへ勧誘する行為



客引き行為

市民等に対して、特定の個人を対象に、居酒屋・カラオケボックスなどへ誘うため、声をかける行為



うろつき・とどまり行為

「客引き行為」を目的としてうろつき、またはとどまる行為



迷惑ビラ等配布等行為

不特定多数の人に迷惑ビラ※を配布する行為



※ 迷惑ビラとは…

わいせつな写真等及び電話番号等連絡先を記載したビラのこと

置き看板等放置行為

法令又は条例の規定に基づき設置または管理している場合を除き、置き看板等を放置する行為



占拠行為

威圧的または粗野乱暴な言動を伴って、立ち止まり・すわり・または寝そべる行為



過料

本条例に違反する場合には、5万円以下の過料が科せられることがあります。

公表

違反者については、氏名や住所を海老名市ホームページなどで公表されることがあります。

両罰規定

違反者が店舗従業員であれば、法人等にも過料が科せられることがあります。

店舗等場所提供者への通知

店舗等が所在する土地または建物の所有者または管理者に対して、違反行為等を通知します。

禁止行為に該当しないもの

- 警察の許可を得て、不特定多数の人にティッシュ・チラシ等を配布することは本条例では禁止されていません。
- ※ ただし、ティッシュ・チラシ等を配りながらつきまとい勧誘行為や客引き行為などを行うことは禁止します。
- 不特定多数の人に呼び掛けることは、本条例では禁止されていません。

条例の詳しい内容については、
海老名市ホームページ <http://www.city.ebina.kanagawa.jp/>
ホーム > 暮らしのガイド > 暮らしと環境 > 交通・防犯 に掲載されています。



この条例についての
お問い合わせは海老名市へ

● 海老名市地域づくり課 交通防犯推進室 ●
☎ 046 (235) 4789 (直通)

『被害にあった!』
などの相談は警察署へ

● 海老名警察署 ●
☎ 046 (232) 0110 (代表)